

令和6年度 総合スポーツセンター 冬期スポーツ教室開催要項

誰もが気軽にスポーツに触れ、健康づくりや技術の向上・地域交流・アスリートの育成などの生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を図りながら、さまざまなプログラムの教室を開催します。

- 主催** 一般財団法人池田みどりスポーツ財団 池田市立総合スポーツセンター
- 開催場所** 池田市立総合スポーツセンター
〒563-0038 池田市荘園2-7-30 ☎ (072) 761-5137
- 開催期間** 令和6年 1月6日～3月27日
- 申込方法** ① 抽選申込期間：12月2日（月）～ 8日（日）窓口にて『抽選申込票』を記入の上提出してください。
- ② 当選された方：12月11日（水）～ 17日（火）窓口にて『スポーツ教室申込書』を記入の上、参加される教室の受講料（保険料含む）をお支払ください。
※窓口受付は10時～17時です

注意事項

- ① 教室へ参加する時は運動のできる服装で、水分補給を各自でおこなってください。
教室に参加される方は、必ず上履きをご持参ください。（柔剣道場での教室は上履き不要です）
- ② 心肺機能・関節・筋肉等で治療歴を持ち不安のある方は、医師の診察を受け、運動をしても問題がないことを確認しておいてください。
- ③ 教室中に生じたケガ等について、館では応急処置以外の責任を負いません。
※教室中にケガ等をされた時は、必ずその日の内に講師もしくは窓口にて申告してください。
後日申告された場合は、保険の適用ができない事もありますのでご注意ください。
- ④ 申込みをされていないお子様が、会場内や館内外においてケガや事故などをされても、館では責任を負いませんので、保護者が十分に注意してください。
- ⑤ 悪天候等により教室が中止となり、予備日での開催も出来ない場合は、返金対応とさせていただきます。

※ 教室開催中止の基準

◎教室開始1時間前の時点で、特別警報〔暴風・大雨・大雪・暴風雪〕、警報〔暴風・暴風雪・洪水〕が解除されない時

◎大規模災害発生時 ◎やむをえない理由により、教室が開催できない時

スポーツ教室の保険加入について

教室で加入する傷害保険の内容は次のようになっています。

傷害保険	通院（1日目～180日以内 90日限度）	（通院保険金 1,800円/日）
	入院（1日目～180日以内）	（入院保険金 2,800円/日）
	手術（1日目～180日以内 1回限度）	〔 入院中に受けた手術の種類に応じ 入院保険金の10倍、20倍、40倍 〕
	死亡（1日目～180日以内）	（死亡保険金 200万円）
	後遺障害（1日目～180日以内）	〔 最高200万円（後遺障害の程度による） 〕

※ 既往症、発生事由、その他の理由等により、保険の適用ができない場合があります。